

平成30年度

渋谷区立千駄谷小学校 いじめ防止基本方針

【いじめ防止についての基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。いじめは、どの学校にも、どの学校にも、どの子供にも起こりうるものであるという基本認識に立ち、すべての子供を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送り仲間とともに成長できるよう、いじめのない学校づくりを進める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

【いじめ防止対策推進法 第2条より（平成25年9月28日施行）】

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
 - ・「話を聞く・挨拶する・時間を守る・きれいにする」を基本とする学校生活に努める。
 - ・全教科・領域を通して心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
 - ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導を充実する。
- 児童一人一人の変化に気付く感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聴く姿勢をもつ。
- いじめを早期に発見し、組織的な対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

3 いじめ防止のための校内体制

- (1) 校務分掌に「学校いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認めるものとする。
- (2) 役割は、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該の学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議して行う。
なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度毎の取り組みにおいて、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し次年度の取り組みの改善に生かす。

4 いじめ未然防止のための取り組み

- (1) 学級経営の充実
 - 楽しく気持ちよく学習を進めるために、名前に「さん」をつけて呼ぶことや、先生や友達に丁寧な言葉遣いをすること、人に迷惑をかけないことを指導する。
 - 「わかる・できる」授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- (2) 道徳教育の充実
 - 道徳の授業を通して、児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
 - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (3) 特別活動の充実
 - 児童の発意・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。
 - たてわり班活動（かやのみ集会）の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (4) 相談体制の整備
 - 学校サポートチームや学校いじめ対策委員会、生活指導部会、またスクールカウンセラーとの連携協力を図る。
 - 子ども家庭スクールサポート委員と学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、学習支援員などが、互いに連絡を取り合い、相互の連携によって指導に当たる。
 - 東京都のふれあい月間：いじめ防止強化月間（6月・11月・2月）を校内教育相談月間とし、スクールカウンセラーをはじめ学級担任及び専科等の教員による児童面談を進め、児童一人一人の理解に努める。

5 いじめの早期発見

- スクールカウンセラーや担任による児童面談を通し状況を把握する。
- 週1回の生活指導朝会を通して児童の様子を情報交換し共通理解を図る。
- 保護者会や学校だより、学年・学級だよりを通して学校の取り組みや児童の様子を発信し、情報の共有を図る。
- 学校いじめ対策委員会を核として、いじめにかかわる情報の収集・分析と指導方針の見直しを図る。

6 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに事実の有無を確認し対応策を検討、実行する。
- いじめを受けた児童やその保護者へスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- 事実に係る情報を関係保護者や関係機関と共有し、連携する。

7 いじめの重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、区教育委員会へ速やかに報告し連携する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関（警察、児童相談所等）との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。 ※法第28条に基づく調査の実施

8 その他

- ◎地域行事やスポーツイベントへの積極的な参加、たてわり班活動や千駄谷なかよし園、原宿外苑中学校との異年齢交流等を通して、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめ問題の防止に努める。
- ◎教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

＜平成30年度 いじめ未然防止取組の年間指導計画＞

| | 主な取組 | 具体的な活動内容 |
|-----|------------------------------------|---|
| 4月 | あいさつ月間 保護者会 個人面談 | ・自分から進んであいさつし、友達に声をかける習慣形成 ・学校・学級の指導方針の説明 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携 |
| 5月 | 児童面談 運動会 | ・スクールカウンセラーの児童面談による実態把握 ・運動会を通じた児童の所属感や連帯感、協調性の育成 |
| 6月 | ふれあい月間 (トライ&チャレンジ月間) 児童理解タイム | ・学級担任及び専科等の教員による児童面談、児童理解 ・道徳授業地区公開講座 ・配慮児童に対する共通理解、指導方針等の共通理解 |
| 7月 | 教育相談研修会 個人面談 | ・配慮児童に対する理解と支援方法について研修 ・児童、保護者面談による情報交換、共通理解 |
| 8月 | 研修会 | ・いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた研修 |
| 9月 | 夏休みの生活調査 保護者会 | ・夏休みの児童の様子を把握 ・夏休み以降の児童観察 |
| 10月 | 研修会 | ・生活指導主任研修会の報告、情報交換の伝達 |
| 11月 | ふれあい月間 (トライ&チャレンジ月間) 児童理解タイム | ・学級担任及び専科等の教員による児童面談、児童理解 ・配慮児童に対する共通理解、変容の報告、指導方針等の確認 |
| 12月 | 人権週間 個人面談 | ・友達・家族・身近な社会を通じた基本的な人権の理解 ・いじめ防止教材、人権ビデオ教材を活用した授業を実施 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携 |
| 1月 | 冬休みの生活調査 展覧会 | ・冬休みの児童の様子を把握 ・冬休み以降の児童の観察 ・展覧会を通じた児童の所属感や連帯感、協調性の育成 |
| 2月 | 小中連携研修会 ふれあい月間 | ・小学校、中学校連携によるいじめ問題の理解と対策について 事例に基づいた研修 ・学級担任及び専科等の教員による児童面談、児童理解 |
| 3月 | 保護者会 | ・保護者からの児童の様子を把握 ・担任から児童の変容の様子を報告 |

